

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

石垣市長 中山 義 隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 2 月 20 日

石垣市長 中 山 義 隆

- 1 事故名
公用車の事故
- 2 相手方
- 3 事故発生年月日
令和 7 年 9 月 12 日
- 4 事故発生場所
石垣市字平得 394 番地 3
- 5 事故の概要
会計年度任用職員が、業務のため公用車を運転し、保育施設の駐車場から移動させようと後進した際に、駐車していた相手方車両の前方バンパー部分と公用車後方車体部分が接触したことによる物損事故
- 6 損害賠償額
119,261 円